

第3次佐賀県消費者教育推進計画 (令和6年度～9年度)

消費者教育の推進に関する法律 第10条第1項の規定により、国の基本方針を踏まえて、消費者教育の推進に関する施策について計画を定めるよう努めなければならない。

令和5年度に見直される国の「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、消費者教育の進捗と消費者の多様化及び社会経済情勢の変化に対応した計画に見直し、県民、関係機関（学校を含む）、関係団体と連携しながら、消費者被害の未然防止と拡大防止を図る。

【佐賀県の計画策定状況】

平成28.3 第1次佐賀県消費者教育推進計画策定(平成28年度～令和元年度)

令和 2.3 第2次佐賀県消費者教育推進計画策定(令和 2年度～令和 5年度)

消費者教育の推進に関する法律

計画の基本的考え方

2次計画期間の終了に伴い、引き続き消費者教育に総合的・体系的に取り組み、自立した消費者を育成

消費者教育推進の基本的な方向

- 消費者教育が育むべき力
- ライフステージに応じた体系的な実施
- 消費者の特性に対する配慮
- 関連する他の消費者施策との連携

①被害に遭わない消費者

②合理的意思決定ができる消費者

③よりよい市場、よりよい社会の発展のため積極的に行動する消費者

【作業の流れ】

- ・佐賀県消費生活審議会に本計画策定のための**専門部会**を設置し、計画(案)の審議・・・2～3回開催予定
- ・専門部会で審議した内容をもとに修正した計画(案)を本審議会へ報告・・・1～2回開催予定

第2次佐賀県消費者教育推進計画 (令和2年度～5年度)

【社会情勢の変化等】

- ICT高度化等によるライフスタイル変化
 - ・スマホ、インターネット取引の普及
 - ・キャッシュレス化、個人間取引等
- 成年年齢引き下げ(R4.4～)
 - ・18歳で契約主体(未成年取消できない)
- 学習指導要領の改訂(R2.4から順次)
 - ・契約、消費者の権利・責任等に関する内容が充実
- SDGs(⑩つくる責任つかう責任)
 - ・エシカル(倫理的)消費など消費行動を通じた環境問題や社会問題への貢献

【佐賀県の現状・課題】

- <消費生活相談状況>
 - ・インターネット取引関係が増加
 - ・60歳以上の相談割合が増加
 - ・20～40代は多重債務相談が1位
- <消費生活に関する県民アンケート>
 - ・消費者問題への関心度低下
 - ・インターネット取引トラブルの関心高い
 - ・40代、50代は消費者教育の受講経験低い
 - ・成年年齢引き下げへの関心薄い
- <教員アンケート(消費者教育について)>
 - ・被害に遭わず合理的に意思決定できる能力を生徒に身につけさせたい
 - ・今後の消費者教育に必要なものは、教材、実践事例の紹介、最新情報の提供等

消費者教育の目標(育むべき消費者像)

- ①被害に遭わない消費者
- ②合理的意思決定ができる消費者
- ③よりよい市場、社会の発展のため積極的に行動する消費者

～社会情勢の変化や本県の現状・課題等を踏まえ、消費者教育を体系的に推進する～

【具体的内容】

- 1 県消費生活センターの拠点化
 - 学校教育を支援し、地域・職域での消費者教育を推進する拠点としての機能を整備
 - ・消費者教育コーディネーターの配置、教材・資料の整備・提供、人材育成、講師派遣等
- 2 若年者に対する実践的消費者教育の推進
 - 成年年齢引き下げを控え、若年者に対する実践的消費者教育を強化
 - ・高等学校での出前講座の実施、成人式等での啓発
- 3 各ステージにおける消費者教育の推進
 - <学校>
 - ・消費者教育に取り組む学校に対する外部講師の派遣、教材や情報の提供等の支援
 - ・消費者教育に係る教職員向け研修の充実等
 - <大学等>
 - ・エシカル消費の啓発、学生リーダーの育成等
 - <地域社会・家庭>
 - ・高齢者等対象の出前講座、福祉関係者等への研修、公民館等との連携、保護者教育等
 - <職域>
 - ・事業者団体向け研修、事業所への消費者教育の働きかけ、障害者雇用事業所等への支援等